

2. 脳卒中(脳卒中の急性期医療を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
急性期	救急医療の機能	<p><選定基準></p> <p>日本脳卒中学会認定「一次脳卒中センター」であること、もしくは選定基準を満たす医療機関を脳卒中の急性期医療を担う医療機関として位置付ける。</p> <p>(1) 診療体制</p> <p>① 専任の神経内科専門医及び脳神経外科専門医が常勤で配置され、脳卒中が疑われる患者に対して、専門的診療が 24 時間実施可能であること(画像伝送等の遠隔診断に基づく治療を含む。)</p> <p>(ただし、当分の間は、神経内科専門医又は脳神経外科専門医のいずれかの医師が常勤で1名以上配置されていればよいものとする。)</p> <p>② 医師、看護師その他の医療従事者が共通の診療方針に基づき、それぞれの役割分担と連携のもとに、適切な医療が常時提供できる体制が整っていること</p> <p>③ 脳卒中評価スケール(NIHSS や JSS)などを用いた客観的な神経学的評価が 24 時間実施可能であること</p> <p>④ t-PA 静注療法の適応がある脳梗塞患者に対し、来院後に少しでも早く治療を開始すること(遅くとも来院後1時間以内に治療を開始することが望ましい。)</p> <p>(2) 施設</p> <p>① 脳卒中に係る第二次救急医療施設として必要な診療部門(診察室、処置室、手術室、薬剤室、X線室、CT室、MR室、超音波検査室等)及び優先病室等が整っていること</p> <p>② 必要に応じ、脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、脳卒中集中治療室(SCU)や脳卒中専門病棟(SU)又は、それに準ずる集中治療室を設けるものとする</p> <p>(3) 設備</p>	<p>・救命救急センターを有する病院</p> <p>・脳卒中の専用病室を有する病院</p> <p>・急性期の血管内治療が実施可能な病院</p> <p>・脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所</p>

急性期	救急医療の機能	<p>① 脳卒中に係る第二次救急医療施設として、脳血管撮影、CT、MRI 等の画像診断装置をはじめ必要な医療機器を有していること。また、脳卒中の早期診療が行えるよう、原則として、これらの医療機器は常時使用できる体制が整っていること</p> <p>(4) その他</p> <p>① 救急告示医療機関として、救急搬送機関からの搬送患者を積極的に受け入れている実績があること</p> <p>② 初期救急医療施設等で脳卒中診療に携わる医師等の医療従事者を対象とした研修会を実施する等、地域の医療機関の診療機能の強化に貢献するとともに、地域の医療機関との連携体制の構築に努めていること</p> <p>③ 救急救命士等を対象とした病院実習や講習会を積極的に実施し、救急救命士等の資質の向上に貢献するとともに、救急搬送機関との密接な連携体制の構築に努めていることと</p>	<p>・救命救急センターを有する病院</p> <p>・脳卒中の専用病室を有する病院</p> <p>・急性期の血管内治療が実施可能な病院</p> <p>・脳卒中に対する急性期の専門的医療を担う病院又は有床診療所</p>
-----	---------	---	--